

技 術 士 法 の 要 点

松 井 達 夫*

先般の第 26 国会で「技術士法」が成立し、同法付則の規定によつて公布の日から 4 月以内に施行されることになった。同法は民間にあつて顧問技師として活躍するエンジニアに対して重要な影響を与えるものであるから以下その内容を紹介し会員各位の御参考にと供したい。

技術士とは 技術士法第 2 条の規定によれば「技術士とは、第 14 条の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について、計画、設計、分析、評価またはこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く）を行う者をいう」ということになつている。すなわち世間でいわゆる顧問技師として企業などから依頼を受けて、設計とか計画とか調査とか、もろもろの技術的な業務を行うことを業とする人達を指すわけであるが、この法律では特に「技術士」という名称を用いて、そういう業務を行う者に、範囲を限定しているわけである。結局この法律は技術士という名称の独占を規定するもので、同時にそれに関連して資格とか業務とか、あるいは手続きとかを規定しているのである。上述のような業務は技術士でなくてもやつてさしつかえないのであるが、技術士という肩書のもとでそれをやるには、この法律の規定に従つて資格をとり、登録をしなければ許されないというわけである。また技術士の業務範囲はひろく各方面の分野にわたるものと考えられるが、建築士とか測量士とか、あるいは土地家屋調査士とか、それぞれの根拠法律にもとづいて、独占的に実施する業務については、技術士が技術士たるの資格においてこれを行うことを認めるのは、法の重複の問題を生ずるので、この種の業務に限つて、技術士業務から除外することになつている。これが他の法律において……というカッコの趣旨である。医師、歯科医師等も同様な意味で技術士の業務範囲からそれるものである。これらのものはその業務が国家公益上から建築士、医師等でなければできないことになつているのに対して、技術士の方は名称の独占にとどめていことは前述のとおりである。

立法の目的 法第 1 条に「この法律は技術士の資格を定め、その業務の適正をはかり、もつて科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする」とうたつてい。これはきわめて抽象的な表現であるが、現在の事情はどうかというところの公共団体とか、民間の諸企業等において、その当面するいろいろな技術的問題を

処理するために十分なスタッフ、特に高度の技術的な能力をそなえた人材を常時揃えておくということは、事実上不可能である。従つて高度の技術的問題の解決のために常に外部に助力を求める必要がおこる。そのような場合にわが国に多くの優れた学識も経験も豊かな技術者がいるが、どのような問題について、どのような人に依頼すればよいかということが、なかなかわからない場合が多い。しかも技術の優劣は企業にとつては死活問題であるし、公共団体にとつても、住民の福祉、団体の利益に大きい影響がある。これに対して国家がその能力を保証する技術士というものの存在は、非常な便宜を提供することになる。あるいはまた、最近特にやかましい海外への技術進出ということを考えても、技術的能力に対する公認とともに、後述するような倫理的義務を負つた技術士というものを持つことは、激しい国際競争場のなかに、進出をはかる上に、ぜひとも必要なことと思われるのである。

技術士制度の実状 わが国では今回はじめて技術士法が制定されたわけであるが、事実上顧問技師として活動している人達は多数おられる。各分野にわたるこれらの人々は、現在「日本技術士会」を結成している。同会は社団法人であつて、会員の業務上の品位の高揚、倫理の確立をはかるとともに、会員相互間の業務上の連絡の場所を提供し、一般外部に対しては、適当な技術者の推薦、報酬規定による妥当な報酬の決定等の便宜を与えている。会員の入会は申込書に所定の事項を記入して申込みよいのであるが、会員 2 名の紹介者のサインがいることになつている。今回の法律では、技術士になるためには、後述のように国家試験が課せられることになつており、倫理規定も罰則をともなつて一層強化されるのであつて、その代り技術士の名称の独占が法律によつて許されるという次第である。日本技術士会のメンバーは現在約 450 名で、機械 176、化学 90、建設 63、電気 48、鉱山 18、金属 22、農林 14、管理 16 となつている。

このような団体は先進諸国では早くから存在しているが、最も古いのが英国の The Association of Consulting Engineers で 1913 年の創立である。その後欧米諸国に同様な団体があいついで設立されたが、欧州ではさらに 1919 年に The International Federation of Consulting Engineers（仏語の頭字をとつて FIDIC と略称する）という国際団体までできていそうである。各国の協会は大体類似の規定をもつていようであるが、英米を例にとつて会員の資格を示せば、コンサルタント業

* 正員 科学技術庁、科学審議官

務に従事していること、相当の実務経験を有すること、土木技術者協会（The Institute of Civil Engineers, わが国の土木学会に相当する）のごとき協会の正会員であること等がおもなものである。この第三の資格はの場合に限らず、外国では制度的に相当ものをいうものであつて、この点わが国と趣きを異にするところである。

このように各国とも民間団体としての技術士協会があつて、顧問技師の利益を保護するとともに、社会への貢献に資しているが、これを法制化した例は現在までのところ、ほとんど見当たらない。ただフランスで 1954 年に議員立法として技術士法案が国会に提出されたが、これもまだ成立したという情報はないようである。英、米は周知のとおり Common law と称して社会慣習を尊ぶ国柄であるので、こういうことがらも民間の自主的行為にゆだねて法制化しないのであろうと思う。ただ米国には今世紀はじめから、各州で制定された職業技術者（Professional Engineers）に関する法律があるが、これは、公共の安寧の保持を目的としたもので、わが国の建築士法に類似したものと考えるのが至当である。従つて今度のわが国の技術士法は、世界に先鞭をつけたものと思われる。

技術士の資格 技術士法の第 2 章は試験について規定している。この試験は予備試験と本試験とに分けられる（第 4 条）。

予備試験は「学校教育法による大学（短期大学を除く）、旧大学会による大学または旧専門学校令による専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者」（第 6 条第 1 項）、それから「前号の一に該当する者と同等以上の基礎的学力を有すると認められる者」は免除されることになつている。この免除規定によつて予備試験の目的と試験課目およびその程度は察知されることと思う。

「本試験は、技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、総理府令で定める技術の部門ごとに行う」（第 7 条第 1 項）もので、予備試験に合格したものまたは免除された者で「科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して 7 年をこえるものにきり受けることができる」（同条第 2 項）のである。外国の例で記した相当な実務経験というのが、はたしてどれだけでよいかということも議論の多いことであるが、この法律では 7 年に落ちついた次第である。

これらの試験をいつから実施するかについては、雑則の 2 に毎年 1 回以上科学技術庁長官が行うという「第 11 条の規定にかかわらず昭和 32 年において行わないことができる」と規定されているが、予備試験は本年中进行したい意向であり、本試験の方は早くても来春ころには

なるのではなからうか。楽屋話になるが、本試験の試験委員をお願いしたような老大家が、皆試験を受ける側になるとすると、誰が一体試験をするかということになつて、当局をなやましている。かくて「本試験に合格した者は技術士となる資格を有する」ことになる。官庁や会社にいる人も資格だけとつて、技術士にならないでいることは可能である。

なお本試験は上述のとおり技術の部門ごとに行うとあるが、その部門を想定すれば、機械、船舶、航空機、電気、化学、金属、建設、農業、水産、林業、管理、鉱業、公衆衛生の 13 部門程度となり、これをさらに専門分類すると 60 くらいになるのではないかと考えられている。例えば、建設部門では、都市および地方計画、上下水道、河川、港湾、水力、道路、鉄道、構造の 8 分類が考えられている。

登録 「技術士になる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿に（中略）登録を受けなければならない」（第 14 条）「登録簿は科学技術庁に備える」（第 15 条）そして申請をすれば「技術士登録証」をくれる（第 16 条）。また不正その他があれば、登録を取消される（第 18 条）。

技術士の義務 技術士制度を確立し、技術士の活動を助長することが、国家の利益となるという見地から法の制定を見たのであるが、反面技術士は顧問技師としての倫理を固く守る必要がある。第 4 章は技術士の義務を規定している。技術士は技術士の信用を傷け、全体の不名与となるような行為をしてはならない（第 24 条）し、業務上取り扱つたことについて知り得た秘密の漏洩や盗用をしてはならない（第 25 条）。また登録を受けていない技術部門を表示してはならない（第 26 条）。

これらの規定に違反した者は「登録を取り消され」「または 2 年以内の期間を定めて技術士の名称の使用の停止を命ぜられる」ことがある（第 19 条）。またさらに業務上の秘密の漏洩あるいは、盗用によつて告訴され、第 25 条の規定の違反が明らかになつた場合は 1 年以下の懲役または 1 万円以下の罰金に処せられる（第 40 条）。

審議会と試験委員 「技術士に関する重要事項並びに技術士の登録の取消しおよびその名称の使用の停止に関し審議する」ために、科学技術庁に技術士審議会が設置される（第 27、28 条）。委員は 15 人以内である（第 29 条）。また「科学技術庁に、技術士試験の事務をつかさどらせるため、技術士試験委員を置く」（第 32 条）ことになつている。審議会委員は内閣総理大臣が任命し、試験委員は審議会のすいせんにもとづき、科学技術庁長官が任命する（第 31、32 条）。

報酬 技術士の報酬は「公正かつ妥当なものでなければならぬ」（第 38 条）ことは当然のことである。しかしわが国では「技術」というものに対する評価がきわ

めてあいまいであつて、医師が技術で食わず、薬で食うなどといわれるのもその一端を示すものである。重要な技術上の知識を教えてもらつて、ネクタイ1本で礼をすますといつたようなことはよく耳にする。また逆に法外なことを吹つかげられはせぬかとおそれる向もないではない。第38条はこのような事態を排除するための老練的な規定である。

名称の使用の制限 第39条は技術士でない者が技術士または類似な名称を使用することを禁止している。この規定はこの法律で技術士の受けるただ一つの明白な特権である。この規定に違反したものは3万円以下の罰金に処せられる(第41条)。なお付則の3.によつて現在技術士または類似の名称を用いている者は昭和33年

8月31日まで使つてもよいことになつている。

日本技術士会 前記のような理由で現在の日本技術士会は、来年の8月一杯で解散することになるであろうが、法の第6章は新しい「日本技術士会」について規定している。すなわち第36条に「技術士は、全国を区域とする一の日本技術士会と称する民法第14条の規定による法人を設立することができる」としている。法律にうたわなくても新しい技術士達は、自己の団体を結成するであろうが、これも技術制度がわが国において円満に発展することに対する国会の希望のあらわれといえよう。これは政府原案にはなく国会における修正によつて加えられた条項である。

技 術 士 法

第1章 総 則

第1条 (目的) この法律は、技術士の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と国民経済の発展とに資することを目的とする。

第2条 (定義) この法律において「技術士」とは、第14条の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く)を行う者をいう。

第3条 (欠格条項) 次の各号の一に該当する者は、技術士となることができない。

1. 禁治産者または準禁治産者
2. 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、または執行を受けることがなくなつてから2年を経過しないもの
3. 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から2年を経過しない者
4. 第39条の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、または執行を受けることがなくなつてから2年を経過しない者

5. 第18条第2号または第19条の規定により登録の取消の処分を受け、その処分を受けた日から2年を経過しない者
6. 弁理士法(大正10年法律第100号)第17条第1項の規定により業務を禁止された者、測量法(昭和24年法律第188号)第52条第2号の規定により登録をまつ消された者、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により免許を取り消された者、または土地家屋調査法(昭和25年法律第228号)第13条第1項第3号の規定により登録の取消の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から2年を経過しないもの

第2章 試 験

第4条 (技術士試験の種類) 技術士試験を分けて、予備試験および本試験とする。

第5条 (予備試験) 予備試験は、技術士となるのに必要な基礎的学力を有するかどうかを判定することをその目的とし、理学、工学、農学その他総理府令で定める自然科学に属する科学の部門(以下「科学部門」という)ごとに行う。

第6条 (予備試験の免除) 次の各号の一に該当する者に対しては、予備試験を免除する。

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く)、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学または旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、理科系統の正規の課程を修めて卒業した者
2. 前号に該当する者のほか、政令で定めるところにより、自然科学に関し前号の1に該当する者と同等以上の基礎的学力を有すると認められる者

第7条 (本試験) 本試験は、技術士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、総理府令で定める技術の部門(以下「技術部門」という)ごとに行う。

2. 本試験は、予備試験に合格した者または前条の規定により予備試験を免除された者で、科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価その他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して7年をこえるものに限り受けることができる。

第8条 (技術士の資格) 本試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

第9条 (受験手数料) 予備試験または本試験を受けようとする者は、

政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

第 10 条（合格証書）予備試験または本試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

第 11 条（試験の執行）予備試験および本試験は、毎年 1 回以上、科学技術庁長官が行う。

第 12 条（合格の取消等）科学技術庁長官は、不正の手段によつて予備試験または本試験を受け、または受けようとした者に対しては、その合格の決定を取り消し、またはその試験を受けることを禁止することができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めてその試験を受けさせないことができる。

第 13 条（試験の細目）この章に規定するもののほか、科学部門、技術部門、試験科目、受験手続その他予備試験および本試験に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第 3 章 登録

第 14 条（登録）技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿（以下「登録簿」という）に氏名および住所、事務所の名称および所在地、生年月日、合格した本試験の技術部門その他総理府令で定める事項の登録を受けなければならない。

第 15 条（登録簿）登録簿は科学技術庁に備える。

第 16 条（登録証）科学技術庁長官は、技術士の登録をしたときは、申請者に技術士登録証（以下「登録証」という）を交付する。

2. 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

1. 登録の年月日および登録番号
2. 氏名および住所並びに事務所の名称および所在地
3. 生年月日
4. 合格した本試験の技術部門

第 17 条（登録証等の訂正）技術士は、前条第 2 項第 2 号または第 4 号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、科学技術庁長

官に登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

2. 科学技術庁長官は、前項の規定により登録証の記載事項の訂正を行つたときは、第 14 条の登録事項の訂正をしなければならない。

第 18 条（登録の取消等）科学技術庁長官は、技術士が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

1. 第 3 条各号の一に該当するに至つた場合（同条第 5 号に該当する場合を除く）
2. 虚偽または不正の事実にもとづいて登録を受けた場合

第 19 条 科学技術庁長官は、技術士が第 24 条から第 26 条までの規定に違反した場合には、その登録を取り消し、または 2 年以内の期間を定めて技術士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第 20 条（登録の取消等の手続）科学技術庁長官は、技術士に第 18 条第 2 号または前条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

2. 科学技術庁長官は、第 18 条第 2 号または前条の規定により技術士の登録を取り消し、またはその名称の使用の停止をしようとするときは、当該技術士にあらかじめその旨を通知し、その者またはその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

3. 第 18 条第 2 号または前条の規定による登録の取消または名称の使用の停止は、前項の規定による聴聞を行つた後、相当な証拠により第 18 条第 2 号または前条に該当する事実があると認めた場合において、あらかじめ技術士審議会の見解をきいてするものとする。ただし、当該技術士またはその代理人が正当な理由がなくて出頭しない場合においては、前項の規定による聴聞を行わないことができる。

4. 科学技術庁長官は、第 1 項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員をして次の

各号にあげる処分をさせることができる。

1. 事件関係人もしくは参考人に出頭を命じて審問し、またはこれらの者から意見もしくは報告を徴すること。

2. 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

3. 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件を提出させること。

5. 前項の規定により出頭または鑑定を命ぜられた参考人または鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

第 21 条（登録の消除）科学技術庁長官は、技術士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第 22 条（登録手数料等）第 14 条の規定により登録を受けようとする者、第 17 条第 1 項の規定により登録証の訂正を受けようとする者および登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第 23 条（登録の細目）この章に規定するもののほか、登録の手続、登録証の再交付および返納、登録の消除その他技術士の登録に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第 4 章 技術士の義務

第 24 条（信用失墜行為の禁止）技術士は、技術士の信用を傷つけ、または技術士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第 25 条（秘密を守る義務）技術士は、正当の理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他にもらし、または盗用してはならない。技術士でなくなつた後においても、同様とする。

第 26 条（名称表示の場合の義務）技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門の全部または一部を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

第5章 技術士審議会および技術士試験委員

第27条 (技術士審議会) 科学技術庁に、技術士審議会(以下「審議会」という)を置く。

第28条 審議会は、技術士に関する重要事項並びに技術士の登録の取消、およびその名称の使用の停止に関し審議する。

第29条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

第30条 (会長) 審議会の会長は、委員の互選によつて定める。

2. 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第31条 (委員) 委員は、関係行政機関の職員および技術士に関する事項について識見の高い者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2. 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ)の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条 (技術士試験委員) 科学技術庁に技術士試験の事務をつかさどらせるため、技術士試験委員を置く。

2. 技術士試験委員の定数は、政令で定める。

3. 技術士試験委員は、技術士試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、試験の執行ごとに、審議会のすいせんにもとずき、科学技術庁長官が任命する。

第33条 (委員等の勤務) 審議会の委員および技術士試験委員は、非常勤とする。

第34条 (不正行為の禁止) 技術士試験委員その他技術士試験の事務

をつかさどる者は、試験の執行について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第35条 (議事手続等) この章に定めるもののほか、審議会の議事その他、その運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 日本技術士会

第36条 (設立) 技術士は、全国を区域とする一つの日本技術士会と称する民法(明治29年法律第89号)第14条の規定による、法人を設立することができる。

第37条 (目的) 日本技術士会は、技術士の品位の保持およびその業務の進歩改善に資するため、会員の指導および連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第7章 雑則

第38条 (業務に対する報酬) 技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。

第39条 (名称の使用の制限) 技術士でない者は、技術士またはこれに類似する名称を使用してはならない。

第8章 罰則

第40条 第25条の規定に違反した者は、1年以下の懲役または1万円以下の罰金に処する。

2. 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第41条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

1. 第19条の規定により技術士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止期間中に、技術士またはこれに類似する名称

を使用したもの

2. 第34条の規定に違反して、不正の採点をした者

3. 第39条の規定に違反した者

付則

1. (施行期日) この法律は、公布の日から起算して4月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行する。

2. (経過規定) 予備試験または本試験は、第11条の規定にかかわらず、昭和32年においては行わないことができる。

3. この法律の施行の際、現に技術士またはこれに類する名称を使用している者は、第39条の規定にかかわらず、昭和33年8月31日までは、なお従前の名称を使用することを妨げない。

4. (科学技術庁設置法の一部改正) 科学技術庁設置法(昭和31年法律第49号)の一部を次のように改正する。

第4条第10号の次に次の1号を加える。

10の2 技術士試験を行い、および技術士登録をすること。

第6条中第11号を第12号とし第10号の次に次の1号を加える。

11 技術士に関すること。

第20条第1項の表中

科学技術審議会	科学技術に関する重要事項、並びに日本学術会議への諮問および、日本学術会議の答申または勧告に関する事項を審議すること。
---------	--

を

技術士審議会	技術士に関する重要事項および技術士の登録の取消等の処分に関し審議すること。
技術士試験委員	技術士試験を行うこと。
科学技術審議会	科学技術に関する重要事項、並びに日本学術会議への諮問および、日本学術会議の答申または勧告に関する事項を審議すること。

に改める。

土木建築設計施工

飛島土木株式会社

取締役社長 飛島 齊 取締役副社長 大島 満 一

本社 東京都千代田区九段二丁目三番地 電話(33)代表 141・142・143・144・145

支店 大阪・名古屋・仙台・福井・札幌・福岡 出張所・その他 全国各地